

特別有給休暇を活用しましょう！！

年次有給休暇(年休)とは別に熊本大学が独自に設けている特別有給休暇(特休)についてご存知でしょうか。年休と特休では取得に際して趣旨が異なること、また、特休の詳細が分からず利用していないという方も多いのではないのでしょうか。

このニュースでは皆さんに身近な特休を中心にご紹介します。特休については、裏面に詳細を掲載しています。事由によって上手に取得しワークライフバランスを実現しましょう。

年次有給休暇とは？

一定期間勤務した労働者に対して、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことです。2019年4月から年10日以上(2023年4月からは年15日以上)の年休が付与される労働者に対して、最低年5日は年休を取得させることが義務付けられました。基本的に労働者が希望する日程を優先しなければなりません。有給休暇が業務の正常な運営を妨げる場合に限り、使用者には時季変更権が認められています。ただし、使用者が時季変更権を行使する場合には明確な理由を説明し、別の時季に取得させなければなりません。年休を希望したのに、週休となっていた場合にも必ず理由を問い合わせるようにしましょう。

特別有給休暇とは？

労働者が明確に定められたそれぞれの事由に該当する場合に取得することができる休暇制度です。代表的な特休には、結婚休暇や夏季休暇などがあります。



組合は使用者に対し、次の特休取得条件の見直しを求めました。しかし、使用者からの回答は、特休の利用者数が少ないことを理由に改善に向けた検討さえもしないというものでした。今後も継続して要求していきます。

特別有給休暇見直しに向けた要求内容

- ・介護休暇の日数を増やすこと
- ・看護休暇の対象年齢を「15歳(中学生)まで」引き上げ、日数を増やすこと
- ・「父母の追悼行事の場合」に配偶者(事実上の婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)、子、配偶者の父母を対象とすること

こんな時には特別有給休暇を取得しましょう！

5. 結婚した時

連続した5日間



12. 子供が病気になった時

9歳までの子の看護、予防接種や健康診断を受けさせる場合には1年に5日(9歳までの子が2人以上の場合は年に10日、1日または1時間ごとに分割可能)

13. 介護が必要な家族の世話や手続き

1年に5日(要介護者が2人以上の場合は10日、1日または1時間ごとに分割可能)



15. 父母の追悼行事

父母の死後15年以内に行なわれる法事などの行事1日

18. 永年勤続表彰された時

勤労感謝の日の翌日から翌年の勤労感謝の日の前日までに3日間



熊本大学の就業規則で定められている特別有給休暇21項目の取得要件などの詳細を裏面に掲載していますのでご確認ください。

取得などについてご不明な点や質問は、組合事務所までお問い合わせください。

組合ニュース

No. 22

2023. 5. 17

熊本大学教職員組合医学部支部

内線 5858 メール m-kumiai@union.kumamoto-u.ac.jp



国立大学法人熊本大学職員就業規則

第6章 勤務時間、休日及び休暇、育児休業等 第2節 休日及び休暇 第49条 特別有給休暇

別表第5(第15条関係)より

	事由	期間
1	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
2	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
3	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申請の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
4	自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき (1)地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災地を支援する活動 (2)身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動 (3)(1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年において5日の範囲内の期間 (暦日による。)
5	結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴う必要と認められる行事等の場合	連続する5日の範囲内の期間(結婚の日の5日前から当該結婚の日後1月を経過する日までの間で暦日による。)
6	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
7	出産予定の場合	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内において、出産の日までの申し出た期間
8	出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間が経過して就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
9	生後1年に達しない子に授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
10	妻(事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合	2日の範囲内の期間(妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間とし、1暦日又は1時間ごとに分割することができる。ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。)
11	妻(事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。))にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(第9条第1項に規定する子をいい、妻の子を含む。)を養育する場合	産前産後期間において5日の範囲内の期間(1暦日又は1時間ごとに分割することができる。ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。)
12	9歳に達する日以後最初の3月31日に達するまでの子(配偶者の子を含む。本欄及び右欄において同じ。)の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)をする場合	1の年において5日(その養育する9歳に達する日以後最初の3月31日に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間(1暦日又は1時間ごとに分割することができる。ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。)
13	要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をする場合	1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間(1暦日又は1時間ごとに分割することができる。ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。)
14	次の親族が死亡した場合 (1)配偶者(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下本欄の場合において同じ。)、父母 (2)子 (3)祖父母 (4)孫 (5)兄弟姉妹 (6)おじやおば (7)父母の配偶者又は配偶者の父母 (8)子の配偶者又は配偶者の子 (9)祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 (10)おじやおばの配偶者	7日(暦日により連続する日数によるものとし、葬儀のため遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。以下本欄の場合において同じ。) 5日 3日(職員等が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日) 1日 3日 1日(職員等が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日) 3日(職員等と生計を一にしていた場合にあっては、7日) 1日(職員等と生計を一にしていた場合にあっては、5日) 1日(職員等と生計を一にしていた場合にあっては、3日) 1日
15	父母の追悼行事の場合(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)	1日
16	夏季一斉休業が実施される場合	1の年の8月12日から同月16日までの期間のうち、学長が夏季一斉休業日として指定する3暦日(業務の都合により当該日に一斉休業を実施することができない部署の職員については、1の年の6月から10月までの期間(病院の職員及び病院以外の職員で病院において診療業務又は診療支援業務に従事するもの)にあっては、1の年)における、休日を除いて原則として連続する3暦日(病院の職員及び病院以外の職員で病院において診療業務又は診療支援業務に従事するものその他業務上やむを得ない理由があるもの)にあっては、3暦日。育児・介護短時間勤務職員にあっては、当該日に勤務時間が割り振られた暦日)
17	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は、家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	3日(1の年の6月から10月までの期間における、休日を除いて原則として連続する3暦日(病院の職員及び病院以外の職員で病院において診療業務又は診療支援業務に従事するもの)にあっては、1の年)における、休日を除いた3暦日)
18	勤労感謝の日において、国立大学法人熊本大学表彰規則(平成16年4月1日制定)第4条第1項第1号に該当して同項に定める永年勤続表彰を受ける場合で、心身のリフレッシュのため勤務しないことが相当であると認められるとき	勤労感謝の日の翌日から翌年の勤労感謝の日の前日までの期間における、休日を除いて連続する3暦日
19	地震、水害、火災その他の災害により現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日(原則として、連続する7暦日)の範囲内で、必要と認められる期間
20	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間
21	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間